

いこま SDGs デリバリー実施要領

(目的)

第1条 この要領は、いこま SDGs アクションネットワークの会員（以下「会員」という。）が、生駒市域での SDGs 達成に向けた取組みを推進するために提供するプログラム（以下「SDGs デリバリー」という。）をメニュー化し、市内の教育機関や市民団体等による活用を促進することで、SDGs に対する理解や関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 SDGs デリバリーを利用できる者は、次の各号に掲げる団体及びグループ（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者を主たる構成員とする団体及びグループ
- (2) 会員
- (3) その他市長が適当と認める団体及びグループ

(内容)

第3条 SDGs デリバリーの内容は、SDGs に対する理解や関心が深まるプログラムとする。

(会場の確保)

第4条 SDGs デリバリーの実施に係る会場は、SDGs デリバリーを利用する団体等が確保するものとする。

(申込み)

第5条 団体等は、SDGs デリバリーを利用しようとする日の概ね1ヶ月前までに、いこま SDGs デリバリー申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(プログラムの登録)

第6条 会員は、SDGs デリバリーで団体等にプログラムを提供したいときは、いこま SDGs デリバリープログラム登録申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項のプログラム登録申請書を取りまとめ、いこま SDGs デリバリープログラム一覧（様式第3号）を作成の上、公開するものとする。

(講師派遣の制限)

第7条 会員のプログラムが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、SDGs デリバリーを実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 市への要望、陳情の場となるおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的に反するおそれがあるとき。

(費用負担)

第8条 SDGs デリバリーの開催にあたり、SDGs デリバリーを利用する団体等が負担する費用は、会場使用料、材料費、教材費、講師謝礼及びその他の実費に限定するものとする。

2 講師謝礼の有無及び金額は、利用団体等と実施者が協議の上定めるものとする。

(結果報告)

第9条 SDGs デリバリーを利用する団体等は、プログラム終了後にいこま SDGs デリバリー結果報告書(様式第4号)を作成し、すみやかに市長に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 SDGs デリバリーに関する事務は、いこま SDGs アクションネットワークの事務所管課が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、SDGs デリバリーの実施に際し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月28日から施行する。